

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年7月15日

厚生労働省

年金局年金課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について、令和8年5月15日（金）から同年6月13日（土）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は以下のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみをお示ししています。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	○ 2025年のパートタイム労働者を含む全労働者平均の賃金上昇率（約2.6%）と近似する本案は、対象層の収入の伸びを過小評価しており、引上げ幅が不十分である。 ○ 引上げ率の算定指標を、少なくともフルタイム労働者（一般労働者）の賃金上昇率に対応する水準に改め、所得基準額の引上げ幅を本案より拡大して3.1%以上とすることを求める。 ○ 全労働者平均（就業形態計+2.6%）を用いる本案は、対象層の収入の伸びを過小評価しており、自らの所得階	○ 貴重なご意見として承ります。

	層における通常の賃金上昇（おおむね+3%超）に沿って収入が増えた受給者を、基準額の超過により支給停止・減額に追い込むおそれがある。 ○ これは「前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにする」という本改正の趣旨に反する。よって、引上げ率の算定指標は、対象層に対応する系列？、少なくとも一般労働者の賃金上昇率？を用い、所得基準額の引上げ幅を本案より拡大すべきである。 ○ さらに、扶養家族があればさらに高い層のデータを参照する必要があり、この収入層であれば扶養家族がある可能性が高いことをも考慮すれば、さらに高い引き上げ率を考慮すべきである。 ○ また、半額停止と全額停止では給与収入ベースで 200 万円以上の開きがあることをも考慮すれば、これらには違う改定率を適用することも考慮する必要があると考える。	
2	○ 「20 歳前に発した傷病による障がいに係る障がい基礎年金について、受給権者全体の前年の所得の上昇等を勘案して、前年の受給者が翌年も引き続き受給できるようにする」という考え方等に基づいて、所要の見直しを行うという改正趣旨に基本的に賛成であるが、今回の改正を行わないと、どのくらいの人数の障がい基礎年金の受給者が、引き続き、全額支給あるいは2分の1支給とならないのか。	○ 仮に、20 歳前障害基礎年金の受給権者の令和 7 年所得が令和 6 年所得と比較して平均的な所得の伸び程度(2.58%)増えた場合、所得制限額を据え置くと、数百名程度が全額支給から半額停止、または、半額支給から全額停止になると見込んでいます。なお、20 歳前障害基礎年金の受給権者（約 123 万人（令和 6 年度厚生年金保険・国民年金事業年報））のうち約 8 割

	○ また、その人数は全体のどの程度の割合を占めているのか。 ○ あわせて、今後も毎年度、このように、「前年の所得の上昇等」を勘案して、所要の見直しを行うと理解してよいか。 ○ くわえて、「前年の所得の上昇等」というのは、1%なののでしょうか、それとも2%なののでしょうか。「前年の所得の上昇等」について、見直しの目安についても、関係者は気がかりですので、ご教示ください。	の方は課税所得がありませんので、全体の割合としては小さいものになると考えています。 ○ 所得基準額については、今般、所得の平均的な伸び率（2.58%）等を勘案し、2.58%の引上げを行うこととしております。来年度以降も所得の伸び率等を勘案し、必要な見直しを行っていくものと承知しております。
--	---	--

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。